

この書面をよくお読みください

契約締結前交付書面
〈バリュー投資講座会員〉
〈バリュー投資実践会員〉

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。契約に当たっては本書面を十分読み、よく理解した上でご検討ください。)

商号 マネープレイン株式会社
住所 〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 13 番地 7
日本橋大富ビル 2 階
Tel 03-6661-6258

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長(金商) 第 3019 号

■投資顧問契約の概要

- 投資顧問契約は、有価証券等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。
当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

■報酬等について

- 投資顧問契約による報酬
投資顧問契約により、有価証券等の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

会員区分	報酬額	助言の方法等
バリュー投資講座会員	月額 11,000円（税込）	バリュー投資講座会員サイトにて、バリュー銘柄の選定の仕方についてレクチャーしたバリュー投資講座の動画をオンデマンド配信する。講座においては、具体的な銘柄（1銘柄以上）を挙げて分析、売買タイミングの助言を行う。月1回、バリュー投資講座の一部を取り上げてライブ講座を開催する。選定銘柄を分析した動画を、月1銘柄から5銘柄オンデマンド配信する。母集団の銘柄リストを会員サイト上に掲載する。
バリュー投資実践会員	月額 16,500円（税込）	バリュー投資実践会員サイトにて、バリュー銘柄の選定の仕方についてレクチャーしたバリュー投資講座の動画をオンデマンド配信する。講座においては、具体的な銘柄（1銘柄以上）を挙げて分析、売買タイミングの助言を行う。月1回、バリュー投資講座の一部を取り上げてライブ講座を開催する。選定銘柄を分析した動画を、月1銘柄から5銘柄オンデマンド配信する。母集団の銘柄リスト、選定銘柄リスト、投資対象銘柄&売買タイミングのリストを会員サイト上に掲載する。独自分析状況、投資対象銘柄と売買タイミングの状況、モデルポートフォリオの状況を、書面にて週1回会員サイト上に掲載、動画にて月1回オンデマンド配信する。月1回、オンラインサロンを開催し、独自分析状況、投資対象銘柄と売買タイミングの状況、モデルポートフォリオの状況について解説する。後日、録画した動画を会員サイトにアップする。

		モデルポートフォリオの売買注文をメールにて配信する。
--	--	----------------------------

- ※ 助言契約期間は 1 カ月で、その後は、解約の申出がない限り、自動更新するものとします。
- ※ 契約成立日は、弊社の管理システムにお客様の情報・会員区分を登録し、お客様に会員専用サイトのパスワードと報酬の支払い方法（支払期限 2 日間）をメールでお送りした後、お客様の報酬の支払いが成立した日とします。
- ※ 報酬は、クレジットカード決済にてお支払いいただきます。

■本契約に係るリスク及び留意点

投資顧問契約により助言する有価証券についてのリスクは次のとおりです。

①国内株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行会社の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により投資元本を割り込み、その全額を失うことがあります。

流動性リスク：市場環境の変化、経済環境等の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

②国内 ETF

価格変動リスク：ETF は連動対象となっている指数や指標等の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、ETF の基準価額と対象となっている指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。

流動性リスク：市場環境の変化、経済環境等の変化により、売買に支障を来し、換金できないリスクがあります。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

■クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、金融商品取引法第 37 条の 6 に規定する書面による解除（クーリング・オフ制度）の対象になります。具体的な取扱いは次のとおりです。

(1)クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。
投資顧問契約解除までに受領した金銭を全額お返しいたします。

(2)クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、会員サイトからの手続き、もしくはメール、電話又は書面による意思表示をいただくことで、契約期間満了日にて契約が終了となります。(契約期間満了日の3日前までの意思表示の場合は、当契約期間の満了日にて終了となります。契約期間満了日の2日前から契約期間満了日までの意思表示の場合には、契約期間が1カ月自動更新となり、自動更新後の契約期間満了日にて終了となります。)

① 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費、決済手数料等)相当額をいただきます。

② 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

契約期間満了日にて契約終了となり、契約期間満了日までの報酬額(月会費)をいただきます。(このため、意思表示をいただいた後も、契約期間満了日までサービスを受けられます。)

■会員区分の変更

会員区分の変更については次のとおりです。

(1)バリュー投資講座会員からバリュー投資実践会員への会員区分の変更

会員サイトからの手続き、もしくはメール、電話又は書面による意思表示をいただくことによって、会員区分を変更することができます。変更日は弊社が管理システムに会員区分の変更登録をした日とします。(意思表示を受けてから3日以内に行います。)

報酬については、変更日から契約期間満了日の期間に相当するバリュー投資実践会員とバリュー投資講座会員との報酬額(月会費)の差額を日割り計算し、変更日に請求します。

(2)バリュー投資実践会員からバリュー投資講座会員への会員区分の変更

会員サイトからの手続き、もしくはメール、電話又は書面による意思表示を契約満了日の3日前までにいただくことで、契約期間満了日の翌日からバリュー投資講座会員に変更となります。(契約期間満了日の2日前から契約期間満了日までの意思表示は、バリュー投資実践会員の契約期間が1カ月自動更新となります。)

報酬については、バリュー投資実践会員は契約期間満了日に契約終了となるため、契約期間満了日までの報酬額(月会費)をいただきます。契約期間満了日の翌日をバリュー投資講座会員の契約成立日として、バリュー投資講座会員の報酬額(月会費)をいただきます。

■租税の概要

○お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

■投資顧問契約の終了の事由

○投資顧問契約は、次の事由により終了します。

(1) 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）

(2) クーリング・オフにおいて、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき、又はクーリング・オフ期間経過後において、会員サイトからの手続き、お客様からのメール、電話又は書面による契約の解除の申出があったとき。（詳しくは前述のクーリング・オフの適用をご参照ください。）

(2) 当社が、投資助言業を廃業したとき。

■禁止事項

○当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

(1) お客様を相手方として又はお客様のために以下の行為を行うこと

①有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

②有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

③次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

④店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

(2) 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

(3) お客様への金銭、有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行なうこと

会社の概要

1. 資本金 800万円

2. 役員

代表取締役 白石定之

3. 主要株主

白石定之

4. 分析者・投資判断者

白石定之

5. 助言者

白石定之

6. 当社への連絡方法及び苦情の申出先

以下の電話番号及びeメールアドレスにご連絡ください。

電話番号：03-6661-6258

e-メールアドレス：support2@moneybrain.co.jp

7. 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局でご覧になれます。また、関東財務局で、当社の登録簿をご覧になれます。

8. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情処理措置」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ①お客様からの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しております一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けております。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ①お客様からの苦情の申立
- ②会員業者への苦情の取次ぎ

③お客様と会員業者との話し合いと解決

9. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客様からのあっせん申立金の納入
- ④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示受諾

10. 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、金融商品仲介業、ファイナンシャルプランニング業務、セミナー・講演会等の企画及び運営並びに個人型確定拠出年金制度の利用の募集及び書類取次業務を行っています。

以上